

鳥取県告示第899号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、湯梨浜町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年12月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
東郷都市計画公園 2・2・1号東公園
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220